

○ 財務省令第307号(昭和57年1月20日)による規定期限内に発行する利付国債の発行等に関する省令(昭和57年1月20日)に規定する。たるに基づき、大蔵省告示第307号(昭和57年1月20日)による規定期限内に発行する利付国債の発行等に関する省令(昭和57年1月20日)に規定する。

四 発行方法
三 用振替の法律項及びの適法
二 行政の法律項及びの適法
一 号名稱及び記

にご務後格競債定特あ争争う札価振の以律社条九特十利
よと大に競争市め別つ入入。[。]へ格替適下へ債第年別四付
るに臣行争入場る参て札札に以を機用^一平、一法会回^一
發応がわ入札特も加、と發によ^下競^争は受^替式及第^三年法^律第^七七^五号[。]
行募各れ札發別の者財同行參にご務時^一發^価に日^付け^年法^律第^七七^五号[。]
^一限國るの行參にご務時^一發^価に日本銀行^という[。]
以度債入募^一加よと大にと行格付し競^争て行^とす[。]
下額市札入と者るに臣行い^一發^價に日本銀行^という[。]
^一を場でのい・發応がわう^一以^下入行^とす[。]
國定特あ決^う第^一行^募各^れ。下札わ^する[。]
債め別つ定^一I^一限國る[、]札わ^する[。]
市る参てを及非^下度債入価^一札^一れ[。]
場も加、しご価^一額市札格^一と[。]そ規[。]
特の者財た価格國を場で競競^い入[。]の定[。]

六

口

イ

發

非者特国
価・別債
格第参市
競I加場

入価入価・別債行争非者特国
札格行札格第参市及入価・別債
発競発競II加場び札格第参市
行争額行争非者特国発競I加場

五

口イ

方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

でた条特円兆国項三額発四う額
千利第別三債の十面行十ち面
八付一會百に規万金し六、金
十国項計六つ定円額た条特額
八債のに十いに、で利第別で
億に規関二て基同五付一會一
円つ定す億はづ法百国項計兆
いにる二、き第四債のに九
て基法千額発四十に規関百
、づ律六面行十億つ定す三
額き第百金し七七いにる億
面發四七額た条千て基法円
金行十十で利第三はづ律
額し七萬一付一百、き第

込募各当も各
み限國ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募應
りに加額募
當お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申應りい
札

イ 一	九 八	ハ	口 イ	七 ハ
発	振額最		払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國入価込	行争非者特國行争	
札格行行	額	入価・別債入価・別債札格金	入価・別債	入
競価	面	札格第參市札格第參市發競金	札格第參市	札
行争格日	位	發競II加場發競I加場行爭額	發競II加場	發
五額	平す額の振	五千	千一	でた條特
錢面	成るの記替	二万	百兆	千利第別
以金	。整載法	二百	九千	百付一會
上額	數又の	十七億	億百	九國項計
の百	倍は規	七億	五千	十債のに
円	の記定	六千	四十八億	四に規関
それ	金録に	四百	四百八億	億つ定する
につ	額はよ	十二	八千	円いにる
れき	に、る	万円	二十	て基法
の百	よ最振		十四	、づ律
志一	る低替		万十	額き第
事円	も額口		万万	面發四
九	の面座		円	金行十
各十	と金簿			額し七

十六十五

償還期限
の二期子以

平利てを毎成子、支年四をそ払三十支の期月七払日と二年う以し十九。前、日九月二十日六各及月支び間払九に期月属に二すお十るい日

十四

初期利子

規下は期た期平定、が金と成す次そ銀額し二期及翌休支次八日び當業支の年う算三日。式月つ十日につい六ににたに二て号支當だよ十同に払たしり日じおうる、算を。いへと支出支て以き払し払

十
三
二

の経利入価・別債行争非者特国
払過札格第参市及入価・別債
込利発競Ⅱ加場び札格第参市
み子率行争非者特国発競I加場

口

る定り払募年。す算込入一
額面金額の総額× $\frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$ る出金決・
額面金額の総額× $\frac{1.2}{100} \times \frac{68}{365}$ 期し額定二
日たにのパ
に金加通一
払額え知セ
いを、をン
込第次受ト
む二のけ
も十算た
の号式者
とにには
す規よ、

二十
十九
八七

払者入払元償
込札場利還
期參所金金
日加支額

平財日額
成務本面
二十大銀金
大臣行額
七年から百
十一月通知に
一月を受けつ
二十七日たき
日者百円